

自立・共生型都市「海老名」をめざして

4月1日から市の組織が変わります

市では、4月1日付けで機構改革を実施します。これは、地方分権が進む中で、自主性・自立性をより発揮し、行政運営の効率化を図りながら、市民のみならずと協働したまちづくりを推進することを目的としています。

門を独立させ企画政策課を設置しました。『行政経営課』を設置し、行政改革を推進し、地方分権の進展に対応するため、旧企画経営課の行政経営部門と情報システム課の統計担当を統合して行政経営課を設置しました。

として積極的に推進するため、文化振興部門を旧生涯学習課から市民協働課に移管しました。『少子高齢化社会への対応』福祉部門を充実。『福祉年金課に老人医療担当を設置』

高齢化社会の進展に伴う事務対応を強化するため、保険年金課に老人医療担当を設置しました。『児童福祉課に子ども家庭相談室を設置』

配偶者暴力(DV)や少子化に起因するさまざまな課題への対応を強化するため、児童福祉課に子ども家庭相談室を設置しました。

道路管理課と用地課および下水道課の一部を再編し、『建設総務課』『道路維持課』を設置。用地課を廃止し、道路行政と統合することで業務の効率化を進め、道路および水路の許認可業務と登記、国土調査関係を行う建設総務課を設置しました。

また、道路施設の維持補修、管理を中心業務とした道路維持課を新設しました。※今回の機構改革に伴い各課等のメールアドレスが一部変更になります。詳しくは本紙4月15日号でお知らせします。

また、文化のまち海老名を積極的に推進するため、旧市民活動課を『市民協働課』に市民参加型のまちづくりを積極的に推進するため、旧市民活動課を市民協働課と名称変更し、地域振興と市民参加推進をより明確に位置付けました。また、文化のまち海老名

新たな総合計画策定とその実現を目指した企画部門の強化と、住民が海老名市に「誇り」と「愛着」を持てる都市像を目指した「都市ブランド」を推進するため、旧企画経営課の企画部

『企画政策課』を設置。市民参加型のまちづくりを積極的に推進するため、旧市民活動課を市民協働課と名称変更し、地域振興と市民参加推進をより明確に位置付けました。

配偶者暴力(DV)や少子化に起因するさまざまな課題への対応を強化するため、児童福祉課に子ども家庭相談室を設置しました。

道路管理課と用地課および下水道課の一部を再編し、『建設総務課』『道路維持課』を設置。用地課を廃止し、道路行政と統合することで業務の効率化を進め、道路および水路の許認可業務と登記、国土調査関係を行う建設総務課を設置しました。

また、道路施設の維持補修、管理を中心業務とした道路維持課を新設しました。※今回の機構改革に伴い各課等のメールアドレスが一部変更になります。詳しくは本紙4月15日号でお知らせします。

また、文化のまち海老名を積極的に推進するため、旧市民活動課を『市民協働課』に市民参加型のまちづくりを積極的に推進するため、旧市民活動課を市民協働課と名称変更し、地域振興と市民参加推進をより明確に位置付けました。

また、文化のまち海老名を積極的に推進するため、旧市民活動課を『市民協働課』に市民参加型のまちづくりを積極的に推進するため、旧市民活動課を市民協働課と名称変更し、地域振興と市民参加推進をより明確に位置付けました。

また、文化のまち海老名を積極的に推進するため、旧市民活動課を『市民協働課』に市民参加型のまちづくりを積極的に推進するため、旧市民活動課を市民協働課と名称変更し、地域振興と市民参加推進をより明確に位置付けました。

市役所各階のご案内

4月1日から機構改革を実施するため、各階の課の配置が一部変更になっています。

※住民票、戸籍、税、福祉関係事務などを行う部署については変更ありません。また、文化会館・中央公民館にあった生涯学習課は市役所5階になりますが、文化会館・中央公民館の業務はこれまでどおり現地で行います。

管財課管財担当。

Table with 7 floors (7階 to 地下) and various departments like 議場, 職員課, 建設総務課, etc.

はり・灸・マッサージ・指圧 施術費助成券を交付

高齢者や寝たきりの方などの介護者に、はり・灸・マッサージ・指圧の施術費助成券を交付します。◇高齢者の助成券

◇介護者の助成券

市役所の電話が4月中にダイヤルイン(各担当への直通電話)になります。詳細は、本紙4月15日号でお知らせします。

管財課管財担当。

福祉タクシー券交付



平成18年度分の福祉タクシー券(1枚500円、1カ月7枚単位で年度分申請月以降分を4月から交付します)。

ダイヤルインがスタート

市役所の電話が4月中にダイヤルイン(各担当への直通電話)になります。詳細は、本紙4月15日号でお知らせします。

管財課管財担当。

事業系ごみの「減量化等計画書」の提出対象を拡大

市では、一般家庭のごみの減量化を進めるほか、工場・商店などが排出する事業系ごみの排出量削減のため、「廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」に基づいて一定量以上排出する事業者を「多量排出者」と指定しています。

平成15年に、多量排出者の指定基準となる、月あたりの排出量を10t以上から5t以上に拡大しました。この結果、市全体の事業系ごみをピーク時(14年度)

きれいなまちづくり活動に 奨励金を交付

市では4月から、清潔できれいなまちづくりを推進するため、「地域のきれいなまちづくり」活動を実施する団体に対して奨励金を交付します。

▽活動内容 ①地域の道路や広場などに散乱するごみの清掃などの美化活動 ②不法投棄防止のためのパトロールや監視活動 ③駅前や繁華街など不特定多数の人が集まる場所の清掃などの美化活動 ④ごみの散乱防止のための花のプランターによる美化活動 ⑤ごみの減量化、資源化のための分別および啓発活動